

第63回優良商工従業員表彰のご案内

拝啓 盛夏の候、会員各位におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、当所と米沢市が毎年開催しております「優良商工従業員表彰式」を下記要領で挙行することになりましたのでここにご案内申し上げます。なお、表彰式終了後には会議所主催の「会員のつどい」を開催いたしますので、事業所の発展に尽くされた従業員の方々とともにご参加いただければと存じます。つきましては、本事業の開催趣旨をご理解賜わり、該当従業員をご推薦くださいますようお願い申し上げます。
敬具

記

- 1. 表彰式の日時** 平成 27 年 11 月 25 日 (水) ◇表彰式・記念撮影 16:00~17:30
 ◇会員のつどい 18:00~20:30

- 2. 表彰式の式場** 「グランドホクヨウ」 米沢市金池 2-3-7 Tel22-1238

- 3. 表彰に関する規程** 裏面をお読みください。

- 4. 推薦書の提出期限**

平成 27 年 8 月 28 日(金)まで、別紙推薦用紙に必要事項をご記入の上、郵送または持参にてお申込みください。審査委員会（9 月中旬）の日程の関係上、期日厳守でお願いします。

◇申込先／米沢商工会議所 従業員表彰係 〒992-0045 米沢市中央 4 丁目 1-30

※被推薦者が複数になる際は、推薦用紙をコピーしてご対応ください。

※通信の不具合によるトラブル回避のため、FAXでの申し込みは受け付けておりません。

- 5. 事業主負担金**

審査委員会にて被推薦者の表彰が承認された後、「表彰決定通知書」と「事業主負担金請求書」、「当日受付券」を送付いたします(9 月下旬予定)。

※10 月中旬頃まで書類が届かない場合、お手数ですが事務局までお問合せください。

- ①勤続 10 年以上** (米沢市長、米沢商工会議所会頭表彰) **10,000 円**

(記念品、額縁、記念写真、会員のつどい等の諸経費 20,000 円を主催者、事業主で折半)

- ②勤続 20 年以上** (米沢市長、米沢商工会議所会頭表彰) **11,000 円**

(記念品、額縁、記念写真、会員のつどい等の諸経費 22,000 円を主催者、事業主で折半)

- ③勤続 30 年以上** (日本商工会議所会頭、米沢商工会議所会頭表彰) **13,000 円**

(記念品、額縁、記念写真、会員のつどい等の諸経費 26,000 円を主催者、事業主で折半)

- ④特別表彰・技能奨励賞** (米沢市長、米沢商工会議所会頭表彰) **10,000 円**

(記念品、額縁、記念写真、会員のつどい等の諸経費 20,000 円を主催者、事業主で折半)

※1 **会員登録** 基準定員（裏面表彰規程参照）を超える被表彰者にかかる表彰経費は全額推奨事業主の負担となります。

※2 **会員登録** 商工会議所年会費額が被表彰者 1 名あたり年額 4 口（10,000 円）に満たない場合は差額の納入が必要となります。

- 6. 表彰祝賀会**

昨年同様、終了後引き続き開催される「会員のつどい」へ受章者ならびに事業主各位のご参加をお願いします。※詳細は別途ご案内いたします

- 7. その他**

表彰審査委員会にて被表彰者が決定した後、表彰式・被表彰者を地元新聞社等に発表いたします。発表に際して個人情報保護法により、発表を差し控えてほしい旨であれば推薦書下欄に記載してください。

～ご不明な点は米沢商工会議所・総務企画部 (Tel 0238-21-5111) までお問い合わせください～

米沢商工会議所優良商工従業員表彰規程（抜粋）

（表彰される従業員）

- 一 1. 本規程による商工従業員とは米沢商工会議所の会員である事業所の従業員であるものとする。但し同一家族従業員並びに支店長、所長などの代表者は除き従業員兼務役員については審査員会の承認を得て表彰することができる。
2. 会社、工場、商店及び銀行等にしてその事業の経営を合併した場合並びに組織の変更又は経営者の変更等による場合についてはその勤続年数は通算する。

（基 準）

- 二 1. 本規程により表彰される商工従業員は職務に精励し他の従業員の模範となる者で次の事項に該当し事業所の代表者からの推薦に基き審査委員会（注：審査委員会は常議員会で組織する）において選考の上決定する。
 - ① 同一事業所に勤続 10 年以上の者に対しては米沢市長・米沢商工会議所会頭表彰を行う。
 - ② 同一事業所に勤続 20 年以上の者に対しては米沢市長・米沢商工会議所会頭表彰を行う。
 - ③ 同一事業所に勤続 30 年以上の者に対しては日本商工会議所会頭・米沢商工会議所会頭表彰を行う。

但し①によりすでに表彰された者で、更に②により表彰を受ける場合は、①の表彰より満 10 年以上を経なければ表彰されない。

②によりすでに表彰を受けた者が③の表彰を受ける場合も同様とする。但し、退職する場合はこの限りでない。

 - ④ 前①②における同一事業所の勤続年数のうち当市の支店・営業所などにおける在職年数は 5 年以上とする。なお過年度に当所より表彰された者は該当しない。
 - ⑤ 年限の計算は就職のときより起算し表彰の行われる年の10月1日現在までの通算で行う。 - 2-1. 第 1 項にかかわらず次の事項に該当する者については特別表彰することができる。
 - ① 優秀な発明、発見その他の創意工夫により生産能率の向上に顕著な成績をあげた者。
 - ② 事業所等の災害に際し自己の危機を顧みず人命を救助し、または重要な施設資材などを保全した者。
 - ③ 企業経営の業績向上に特に顕著な功績をあげた者。 - 2-2. 会員事業所の従業員（家族従業員を含む）で、特に技能優秀な者として所属部会長及び業界組合長の推薦があった者については、審査委員会において審査の上、技能奨励賞を贈呈することができる。
- 三 1. 被表彰者の推薦は1 事業所当たり従業員 30 名までに対し 1 名とするが、従業員 30 名増すごとに 1 名の割合で推薦することができる。但し 100 名を超える従業員に対しては、50 名増すごとに 1 名の割合で推薦するものとする。
 2. 審査委員会は被表彰者の推薦数が前項の基準を超えることにつき、止むおえない事情があると認めたときは前項の基準を緩和することができる。但しこの場合基準定員を超える被表彰者にかかる表彰経費は全額推薦事業主の負担とする。

基 準 定 員 表

従業員数	1~30 人	31~60 人	61~90 人	91~150 人	151~200 人	201~250 人
基準定員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人